

## 令和6年度第1回和泉市都市計画公聴会の公述人の意見に対する市の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての和泉市の考え方は次のとおりです。

### ○ 南部大阪都市計画下水道の変更

	公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する和泉市の考え方
春木地区からの排水について	A	<p>今回変更しようとする春木地区の排水をトリヴェール和泉あゆみ野地区の既設公共下水道管へ排水することについて、原因者による地区外からの下水が排水されることが原因で既設公共下水道管路施設の流下能力超過による追加整備費等が発生する場合は、既設公共下水道へ排水する新たな増排水量及び拡大排水区域分を開発協議時に原因者が負担するといった覚書を交わしておくべきものではないのか。</p> <p>また、今後新しく市街化調整区域を市街化区域に編入する場合についても、新たに編入する区域の方に同等の費用負担を求められたい。</p> <p>特に、既に無負担又は覚書なしで市街化調整区域を市街化区域に編入した区域は市長の政治的に判断された明確な理由の説明をお願いするところでは。</p>	<p>既設公共下水道への排水指導に関する意見であるため、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>あゆみ野地区における下水道は、当初UR都市機構が整備を行い、完成後市に移管され、現在は市の公共下水道となっています。</p> <p>今回、雨水排水区域の拡大を行う区域である春木地区からの排水について、汚水については、既設の下水道管に接続するにあたり、事前に協議を行い、排出予定の汚水量を既設の下水道管の排水能力と照らし合わせ、流下能力超過が発生しないことを確認し接続を許可しております。</p> <p>雨水については、あゆみ野地区外から地区内へ排水する予定はありませんが、そのような案件があった場合には同様に、既設の下水道管の能力と照らし合わせて判断を致します。</p> <p>また、これまでや今後、市街化調整区域から市街化区域に編入する際には、汚水については、新しく下水道を使用する場合、条例に基づき受益者負担金を賦課することとなり、市街化区域に編入する場合についても同様に受益者負担金が生じます。雨水については、市街化区域、市街化調整区域ともに、大規模な開発や既設下水道管の流下能力超過が発生する場合には、調整池等の流出抑制施設の設置等を指導していることから、応分の費用負担が生じます。</p>

	公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する和泉市の考え方
下水道事業について	A	<p>公共下水道事業において、年度毎でB/C検証を行い、情報を市民へ公開していただきたい。これは、市民全体で自然環境の保全協力頂いた経過報告義務行為ではと思っています。</p> <p>また、昨今の多発している線状降水帯といった異常気象が発生した場合、計画降雨である48mmを超えることが想定される。対策として調整池設置（地下施設）や屋上緑地（庭園）を確保することが有効であると考えられる。</p> <p>このことから和泉市においては、開発者へ調整池設置（地下施設）や屋上緑地（庭園）確保等、過大設計なき様に指導されたい。</p> <p>市の開発指導基準では、雨水流出係数Cの開発前（現状）0.3~0.5が開発後0.9となり、雨水排水増大分0.6~0.4の処理について明確にされたい。</p> <p>これは地域住民の安全に直接影響し、もし増大雨水による災害発生した場合の対応なくして開発や下水道事業を執行すべきではありません。</p> <p>ただし、市長による指導基準遵守を超える理由ある場合は周辺住民及び市民への説明と公表なく指導基準無視はできないと考えています。</p>	<p>公共下水道事業の進め方等に関する意見であるため、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>公共下水道事業においては事後評価を定期的に行い、有識者による委員会において審議し結果を公表しております。</p> <p>新規開発事業が実施される場合には、関係機関と連携し、必要に応じて調整池等の流出抑制施設の設置指導を行っているところです。</p> <p>市の雨水に関する指導方針としては、開発指導基準に則り、流出係数については開発後の土地利用を考慮して算定した上で、排水先施設の流下能力と照らし合わせて検討し、必要に応じて排水先の変更や流出抑制施設の設置等を指導しております。</p> <p>また、計画降雨を超えるような降雨への備えとしてハザードマップを作成し、危険となる箇所を示して公表、周知しています。</p>

	公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する和泉市の考え方
浸水対策について	A	<p>一般市民としては、雨水に対してどの部分が一番危ないのかという事を、直観的にわかるようなものが必要である。</p> <p>また、雨水排除に関するインフラ未整備地域の浸水被害について、市民通報や意見を整理・分析し、結果を市民へ周知していただきたい。</p> <p>次に、災害級の降雨量の時には安全なところに退避するように訓練していくことが大切だと思う。人的被害を避けることは行政としては必須事項の役務であると考えことから、雨水排除に関するインフラ未整備状況では人間は生きるためには逃げるしかないので、危険な箇所を重点的に教えていただきたい。</p>	<p>市では、市民の生命を守るための避難行動につなげて頂くために、内水・河川等の氾濫による浸水想定区域を表示したハザードマップを作成し、特に危険な箇所についても示して公表、周知しております。今後、危機管理部局とも連携し、更に充実した内容となるよう更新を行っていく予定です。</p>
区域拡大について	A	<p>今回の 6ha の編入について、否定はしないが、行政としてはもう少し大きい規模で計画的な市街化区域及び市街化調整区域の拡大・縮小を行い、市街化の促進を図り、事業者を誘導し税収の調整をされたい。</p> <p>当市においては、都市計画の変更要素を民間企業の錬金術の手段となる事なく市税にて徴収する仕組み作り（例：市街化区域と市街化調整区域の税収格差の平準化）が重要となります。（地価高騰の抑止対策）</p>	<p>今回の排水区域の拡大は、市街化調整区域から市街化区域に編入されたことに伴い、都市計画法第 13 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、市街化区域においては少なくとも都市施設に定めるものとされていることから、区域の変更行うものです。</p> <p>なお、市街化区域編入は、下水道事業が主体として進めるものではなく、下水道事業における施設整備が市街化を誘導するものではありません。</p>

	公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する和泉市の考え方
下水道管の余裕について	A	<p>下水道を整備される際には、災害等を想定し、安全率を見込んで計画されていると思う。同様の考えで、新規開発等により、排水施設における余裕の部分へ新たに排水を許可することは、余裕についての考え方の本来の目的と異なる運用と思われる。</p> <p>現状の余裕や安全率を自然災害以外で食い潰す（暫定的な対応）のは、先行負担者への裏切りである。行政は法・条例・規則・基準の公平・公正の遵守行政を行うべきである。</p>	<p>下水道管の流下能力における余裕に関する意見であるため、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>汚水については、公共下水道における計画管さよの管径を決定する際、下水道設計指針に基づき流下能力に余裕を見込むことになっております。これは個々の施設から排出される汚水量を予測することが難しく、計画下水量と現況汚水量との間に乖離が生じる場合があるためであり、自然災害時を想定したものではありません。</p> <p>雨水については、余裕について明確な基準はないため、新規開発事業が実施される際には既設の排水施設に余裕がない場合、排水先の変更や流出抑制施設の設置等を指導しております。</p>